

第98期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時

開催
場所

兵庫県宝塚市新明和町1番1号
当社本社5階大会議室

※末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

【ご来場自粛のお願い】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場はお控えいただくよう、お願いいたします。
- ・議決権は、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより、事前に行使していただくよう、お願いいたします。
- ・インターネット上で、株主総会のライブ中継及び事前質問の受け付けをいたします。
- ・詳細につきましては、2～7ページをご参照ください。

株主総会におけるお土産の配付は取りやめております。

目次

第98期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	8
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件	
（添付書類）	
事業報告	30
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57

(証券コード 7224)
2022年6月3日

株 主 各 位

兵庫県宝塚市新明和町1番1号
新明和工業株式会社
取締役社長 五十川 龍之

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会当日のご来場はお控えいただき、3ページの「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより議決権を事前に行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県宝塚市新明和町1番1号 当社本社5階大会議室
(末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役9名選任の件
第4号議案	監査役2名選任の件
第5号議案	取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

【重要】新型コロナウイルス感染症への対応と本株主総会の運営について

新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、本株主総会の運営は以下のとおり行うことといたします。株主の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

〔株主の皆様へのお願い〕

- ・ 株主総会当日のご来場は、お控えください。
- ・ 議決権行使書用紙又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・ 株主総会の模様は、インターネット上でライブ中継いたします。また、インターネット上の株主総会オンラインサイトを通じて、本総会の目的事項に関する事前質問を受け付けます。株主総会のライブ中継及び事前質問の受付の詳細については、5ページから7ページの「株主総会のライブ中継及び事前質問の受付のご案内」をご確認ください。
- ・ 会場内の座席間隔を広く取る必要上、ご用意できる座席数には限りがございます。満席となった場合は、ご入場をお断りいたします（第2会場その他の別室の用意はございません）。
- ・ 咳、発熱など体調不良が疑われる株主様のご入場は、お断りいたします。
- ・ 阪急電鉄今津線「仁川駅」から株主総会会場までの送迎車の運行は、ございません。
- ・ ご質問の数・時間の制限をさせていただく場合がございます。

〔その他〕

- ・ 当社役員及び係員は、マスク着用のうえ対応いたします。
- ・ 株主総会当日までの状況の変化に伴い対応に変更がある場合は、当社ウェブサイト (<https://www.shinmaywa.co.jp/>) にてお知らせいたします。

以上

-
- ◎本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」並びに「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.shinmaywa.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.shinmaywa.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。8ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時到着

インターネットによる行使の場合

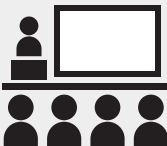


当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2022年6月23日（木曜日）午後5時まで**に、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

- 2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - - (半角)

パスワード (半角)

または(仮)パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会のライブ中継及び事前質問の受付のご案内

インターネット上の株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」（以下「本サイト」といいます。）において、株主総会の模様をライブ中継いたします。

また、本サイトにおいて、株主総会の開催に先立ち、本総会の目的事項に関して株主の皆様から事前のご質問をお受けいたします。

本サイトへのアクセスの方法、ライブ中継のご視聴の方法、事前質問の方法その他の詳細につきましては、下記をご参照ください。

記

1. 本サイトへのアクセスの方法

以下のいずれかの方法により、本サイトにアクセスしてください。

(1) スマートフォンからアクセスする場合

- ① 議決権行使書用紙裏面の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』欄に印刷されているQRコードをスマートフォンで読み取り、本サイトにアクセスしてください（「ログインID」と「パスワード」の入力は不要です）。
- ② 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(2) PCからアクセスする場合又はスマートフォンでQRコードを読み取ることができない場合

- ① ご利用のブラウザのアドレスバーに「<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>」と入力し、本サイトにアクセスしてください。
- ② 表示された「株主様認証画面（ログイン画面）」の所定の入力欄に、議決権行使書用紙裏面の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』欄に記載されている「ログインID」と「パスワード」（※）をご入力ください。

※ 議決権行使サイトで使用するパスワードとは異なりますので、ご注意ください。

- ③ 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ④ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

2. 株主総会のライブ中継

(1) 配信日時

2022年6月24日(金曜日) 午前10時 ~ 株主総会終了時刻まで

※ 配信ページは、本総会開始時間の約30分前(午前9時30分頃)からアクセス可能です。

※ 天災地変その他のやむを得ない事由により、ライブ中継を実施できなくなる可能性があります。

(2) ライブ中継の視聴方法

- ① 上記の配信日時に、本サイトにアクセスしてください。本サイトへのアクセスの方法については前ページの「1. 本サイトへのアクセスの方法」をご参照ください。
- ② 本サイトにログインした後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約にご同意のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

(3) ライブ中継のご視聴に係るご留意事項

- ・インターネットによる株主総会のライブ中継のご視聴は、会社法が定める株主総会への「出席」には該当しません。このため、ライブ中継をご視聴の株主様が、ライブ中継において議決権を行使したり質問を行ったりすることはできません。
- ・議決権の行使は、3ページ及び4ページをご参照のうえ、議決権行使書用紙又はインターネットにより事前に行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- ・ライブ中継のご視聴は、株主様ご本人に限らせていただきます。「ログインID」及び「パスワード」を第三者に譲渡・開示することはお控えください。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。
- ・ライブ中継をご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

3. 事前質問の受付

(1) 受付期間

本招集通知到着後 ~ 2022年6月16日(木曜日) 午後5時まで

(2) 受付方法

- ① 上記受付期間内に、本サイトにアクセスしてください。本サイトへのアクセスの方法については前ページの「1. 本サイトへのアクセスの方法」をご参照ください。
- ② 本サイトにログインした後、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ④ ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

(3) 事前質問に係るご留意事項


- ・ご質問は、本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われるものについて、本総会当日にご回答させていただきます。
- ・株主様のご関心が高いと思われるものであっても本総会当日にご回答できないご質問については、本総会終了後、当社ウェブサイト上にご回答を掲載させていただきます。
- ・事前に頂戴した全てのご質問に対して、必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答できなかった場合でも、個別の対応はいたしかねます。
- ・ご質問の受付は、原則としてお一人様につき1問までとさせていただきます。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下のとおりです。

	PC		モバイル		
	Windows	Mac	iPad	iPhone	Android
OS	Windows10以降	macOS 10.13 High Sierra以降	iOS 13.0以降	iOS 12.0以降	Android 8.0以降
ブラウザ	Google Chrome, Microsoft Edge (Chromium)	Safari, Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

- ※ 各ブラウザは最新バージョンをご利用ください。
- ※ Internet Explorerはご利用いただけません。
- ※ 上記推奨環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

本サイトに関する お問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  0120-676-808 (通話料無料) 受付時間 平日午前9時~午後5時
--------------------	--

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中期経営計画「Sustainable Growth with Vision 2030 Phase 1【転換】」の適用期間中における配当の基本方針として、株主の皆様に対する適切な利益還元、将来に向けた事業投資及び経営基盤維持のために必要な内部留保を勘案しつつ、連結ベースで配当性向を40%～50%とすることを定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に基づき、1株につき23円とさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき19円）を含めた当事業年度の年間配当金は、1株につき42円となります。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金23円 総額1,514,176,135円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月27日

〔ご参考〕配当金と配当性向の推移

区 分	第95期 (2018年度)	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (当事業年度) (2021年度)
1株当たり年間配当金(円)	45	87	38	42
中 間 (円)	18	66	19	19
期 末 (円)	27	21	19	23
連 結 配 当 性 向 (%)	58.9	76.9	45.5	40.0

(注) 第96期の中間配当金の金額は、創業100周年の記念配当金（1株あたり45円）を含んだものです。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めることといたします。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる規定を設けることといたします。
- (3) 電子提供制度の導入により不要となる株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)を削除することといたします。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けることといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
＜新設＞	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

各取締役候補者の詳細は、13ページから18ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者の属性	当社における現在の地位	取締役会出席回数 (出席率)	取締役在任年数	性別
1	五十川 龍之 いそがわ たつゆき	再任	代表取締役 取締役社長	12/12回 (100%)	7年	男性
2	石丸 寛二 いし まる かんじ	再任	取締役 副社長執行役員	12/12回 (100%)	10年	男性
3	田沼 勝之 たぬま かつゆき	再任	取締役 専務執行役員	12/12回 (100%)	6年	男性
4	西岡 彰 にし おか あきら	再任	取締役 常務執行役員	12/12回 (100%)	3年	男性
5	久米 俊樹 く め としき	再任	取締役 常務執行役員	12/12回 (100%)	3年	男性
6	榎原 敬士 くに はら たかし	新任	常務執行役員	—	—	男性
7	苅田 祥史 かん だ よしふみ	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 (100%)	4年	男性
8	長井 聖子 なが い せいこ	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 (100%)	3年	女性
9	梅原 俊志 うめ はら としゆき	新任 社外 独立	—	—	—	男性

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく
独立役員候補者

(注) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、各取締役候補者は、取締役を選任された場合には、その被保険者となります。D&O保険の契約内容の概要は以下のとおりであり、2022年6月に同内容での更新を予定しております。

① 填補対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関して当社又は第三者に対して損害賠償責任を負う場合に、その損害賠償金及び争訟費用について、20億円を限度として填補します。

② 保険契約の期間

1年間

③ 被保険者の実質的保険料負担割合

全ての被保険者について、その保険料は当社が全額負担します。

④ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険会社との契約により、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、被保険者が会社から授与された権限を逸脱して行った決定又は行為に起因する損害賠償請求等、被保険者の不正な職務の執行に起因して被保険者が負担する損害賠償責任については填補しないことにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置しております。

候補者番号

1

い そ がわ たつ ゆき

五十川 龍之

1959年7月2日生 (62歳)

再任

所有する当社株式の数：28,011株

在任年数 (本総会終結時)：7年

取締役会出席回数 (出席率)：12/12回 (100%)

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2015年 4月	当社常務執行役員
2012年 4月	当社執行役員 当社パーキングシステム事業部副事業部長 東京エンジニアリングシステムズ株式会社 (現 新明和パークテック株式会社) 常務取締役	2015年 6月	当社取締役
		2016年 4月	当社専務執行役員
		2017年 4月	当社代表取締役 (現任) 当社取締役社長 (現任)
2014年 4月	当社パーキングシステム事業部長		

取締役候補者とした理由

パーキングシステム事業部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は代表取締役取締役社長として当社の経営の中枢を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

2

いし まる かん じ

石丸 寛二

1957年9月20日生 (64歳)

再任

所有する当社株式の数：12,023株

在任年数 (本総会終結時)：10年

取締役会出席回数 (出席率)：12/12回 (100%)

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2012年 6月	当社取締役 (現任)
2011年 4月	当社執行役員 当社海外事業統括本部長兼航空機統括本部長	2014年 4月	当社専務執行役員
2012年 4月	当社常務執行役員 当社航空機事業部長	2018年 8月	当社副社長執行役員 (現任) 当社経営企画本部長 (現任)

[当社における担当] 技術・国際・サステナビリティ・DX担当

取締役候補者とした理由

航空機事業部門、海外事業統括部門、経営企画部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役副社長執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

3

たぬま かつ ゆき

田 沼 勝 之

1956年3月5日生 (66歳)

再任

所有する当社株式の数：10,096株

在任年数（本総会終結時）：6年

取締役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年 4月	当社入社	2016年 4月	当社特装車事業部長
2015年 4月	当社執行役員 当社特装車事業部次長	2016年 6月	当社取締役（現任）
2016年 4月	当社常務執行役員	2017年 4月	当社専務執行役員（現任）

[当社における担当] モノづくり担当

取締役候補者とした理由

特装車事業部門の責任者として長くその責務を果たす等、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 専務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

4

にし おか あきら

西 岡 彰

1958年2月24日生 (64歳)

再任

所有する当社株式の数：14,269株

在任年数（本総会終結時）：3年

取締役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2014年 6月	新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長
2013年 4月	当社執行役員 当社人事総務部長（現任）	2017年 4月	当社常務執行役員（現任）
		2019年 6月	当社取締役（現任）

[当社における担当] 法務担当

取締役候補者とした理由

これまで人事総務部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 常務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

5

く め とし き
久米俊樹

1967年1月27日生 (55歳)

再任

所有する当社株式の数：11,769株

在任年数 (本総会終結時)：3年

取締役会出席回数 (出席率)：12/12回 (100%)

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社

2014年 4月 当社財務部長 (現任)

2017年 4月 当社執行役員

2019年 4月 当社常務執行役員 (現任)

2019年 6月 当社取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

これまで財務部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 常務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

6

く に ほら たか し
榎原敬士

1963年2月13日生 (59歳)

新任

所有する当社株式の数：7,535株

在任年数 (本総会終結時)：—

取締役会出席回数 (出席率)：— (—)

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社

2012年 4月 当社執行役員

当社流体事業部長

2016年 4月 当社常務執行役員 (現任)

2022年 4月 当社新事業戦略本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

これまで流体事業部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は常務執行役員として当社の経営を担っており、取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

7

かん だ よし ぶみ

刈 田 祥 史

1952年3月10日生 (70歳)

再 任

社 外

独 立

所有する当社株式の数：0株

在任年数（本総会終結時）：4年

取締役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年 4月	株式会社日立製作所入社	2015年 4月	株式会社日立システムズパワーサー ビス副社長執行役員
2002年 4月	同社関西支社副支社長	2017年 3月	同社退任
2004年 4月	同社情報・通信グループ公共システ ム営業統括本部長	2017年 4月	株式会社日立製作所営業統括本部顧問
2006年 1月	同社理事	2017年 6月	当社社外監査役
2008年12月	同社中国支社長		株式会社ルネサスイーストン（現 株式 会社グローセル）社外取締役（現任）
2011年 4月	同社執行役常務 同社電力統括営業本部長	2018年 3月	株式会社日立製作所退任
2012年 4月	同社営業統括本部副統括本部長兼国 内本部長兼CS推進センタ長兼電力 システムグループ電力システム社電 力統括営業本部長	2018年 6月	当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

- ・株式会社グローセル社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社日立製作所執行役常務のほか、株式会社グローセル社外取締役等の要職を歴任し、会社経営に関する豊富な実務経験に基づいた高い識見を有しており、かかる識見に基づき、当社の取締役会において当社の経営に関する有益な意見の表明や、取締役等の職務の執行に対する適正な監督を行っております。これらのことから、引き続き、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、コーポレートガバナンスのより一層の充実と取締役会の活性化を図ることができると判断したため、取締役候補者としたものであります。同氏には、これらの識見及び経験に基づき、主として、経営陣から独立した客観的な立場で当社の経営について監督を行うこと、経営に関する助言を行うこと、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するため幅広く多様な視点が提供されること等を期待しております。

社外取締役としての独立性に関する事項

当社と株式会社グローセルとの間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において取締役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が本総会において取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

8

なが い せい こ
長 井 聖 子

1960年6月22日生 (61歳)

再 任

社 外

独 立

所有する当社株式の数：0株

在任年数（本総会終結時）：3年

取締役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

女性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	日本航空株式会社入社	2008年 4月	同社機内販売グループ長
1995年 4月	同社客室乗務員訓練教官担当	2012年 4月	株式会社ジャルエクスプレス客室部長
1997年 4月	同社国内線先任資格取得	2014年10月	日本航空株式会社羽田第4客室乗員室室長
1998年 4月	同社国際線先任資格取得(チーフパーサー)	2015年 4月	学校法人関西外国語大学外国語学部教授(現任)
2002年10月	同社機内販売グループ商品企画担当	2019年 6月	当社社外取締役(現任)
2006年12月	同社客室乗務管理職	2021年 6月	王子ホールディングス株式会社社外取締役(現任)

〔重要な兼職の状況〕

- ・学校法人関西外国語大学外国語学部教授
- ・王子ホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本航空株式会社において国際線チーフパーサー、羽田第4客室乗員室室長等を務めたほか、学校法人関西外国語大学において外国語学部教授（ホスピタリティ担当）として後進の指導、育成にあたるなど、企業活動におけるホスピタリティの発揮等に関して豊富な実務経験に基づく高い識見を有していることに加え、王子ホールディングス株式会社社外取締役として会社経営にも関与しており、かかる識見及び経験に基づき、当社の取締役会において当社の経営に関する有益な意見の表明や、取締役等の職務の執行に対する適正な監督を行っております。これらのことから、引き続き、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、また取締役会におけるジェンダーの多様性が確保されることにより、コーポレートガバナンスのより一層の充実と取締役会のさらなる活性化を図ることができると判断したため、取締役候補者としたものであります。同氏には、これらの識見及び経験に基づき、主として、経営陣から独立した客観的な立場で当社の経営について監督を行うこと、経営に関する助言を行うこと、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するため幅広く多様な視点が提供されること等を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外取締役としての独立性に関する事項

当社と学校法人関西外国語大学及び王子ホールディングス株式会社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において取締役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が本総会において取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

9

うめ はら とし ゆき

梅原俊志

1957年9月3日生(64歳)

新任

社外

独立

所有する当社株式の数：0株

在任年数(本総会終結時)：—

取締役会出席回数(出席率)：—(—)

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4月	日東電工株式会社入社	2017年 4月	同社取締役常務執行役員CTO
2010年 6月	同社執行役員オプティカル事業部門長	2017年 6月	同社取締役専務執行役員CTO
2013年 6月	同社上席執行役員	2018年 4月	同社取締役専務執行役員CTO兼CIO
2014年 4月	同社上席執行役員経営統括部門 経営戦略統括部長兼調達統括部長	2019年 6月	同社代表取締役専務執行役員CTO兼CIO
2014年 6月	同社上席執行役員CIO	2020年 6月	同社退任
2015年 4月	同社上席執行役員自動車材料事業部門長	2020年 7月	国立大学法人北海道大学理事(非常勤)(現任)
2015年 6月	同社取締役常務執行役員	2020年 8月	慶應義塾大学特任教授(現任)
		2021年 6月	不二製油グループ本社株式会社社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

- ・不二製油グループ本社株式会社社外取締役
- ・慶應義塾大学特任教授
- ・国立大学法人北海道大学理事(非常勤)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日東電工株式会社代表取締役専務執行役員のほか、不二製油グループ本社株式会社社外取締役等の要職を歴任し、会社経営に関する豊富な実務経験に基づいた高い識見を有していることから、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、コーポレートガバナンスのより一層の充実と取締役会の活性化を図ることができると判断したため、取締役候補者としたものであります。同氏には、これらの識見及び経験に基づき、主として、経営陣から独立した客観的な立場で当社の経営について監督を行うこと、経営に関する助言を行うこと、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するため幅広く多様な視点が提供されること等を期待しております。

社外取締役としての独立性に関する事項

当社と不二製油グループ本社株式会社、国立大学法人北海道大学及び慶應義塾大学との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、同氏が本総会において取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約に関する事項

本総会において同氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする予定であります。

その他特記事項

同氏は、第一稀元素化学工業株式会社の社外取締役候補者であり、2022年6月23日開催予定の同社定時株主総会において社外取締役として選任された場合には、これに就任する予定であります。

なお、当社と同社との間には取引関係その他の特別な関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 金田友三郎氏及び杵山栄理氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

各監査役候補者の詳細は、20ページから21ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者の属性	当社における現在の地位	取締役会出席回数 (出席率)	監査役会出席回数 (出席率)	監査役 在任年数	性別
1	きん だ とも さぶ ろう 金田友三郎	再任 社外 独立	社外監査役	12/12回 (100%)	12/12回 (100%)	4年	男性
2	すぎ やま え り 杵山栄理	再任 社外 独立	社外監査役	12/12回 (100%)	12/12回 (100%)	4年	女性

再任 再任監査役候補者
 社外 社外監査役候補者
 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

(注) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、各監査役候補者は、監査役に選任された場合には、その被保険者となります。D&O保険の契約内容の概要は以下のとおりであり、2022年6月に同内容での更新を予定しております。

- ① 填補対象となる保険事故の概要
被保険者がその職務の執行に関して当社又は第三者に対して損害賠償責任を負う場合に、その損害賠償金及び争訟費用について、20億円を限度として填補します。
- ② 保険契約の期間
1年間
- ③ 被保険者の実質的保険料負担割合
全ての被保険者について、その保険料は当社が全額負担します。
- ④ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
保険会社との契約により、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、被保険者が会社から授与された権限を逸脱して行った決定又は行為に起因する損害賠償請求等、被保険者の不正な職務の執行に起因して被保険者が負担する損害賠償責任については填補しないことにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置しております。

候補者番号

1

きん だ とも さぶ ろう

金 田 友 三 郎

1952年1月2日生（70歳）

再 任

社 外

独 立

所有する当社株式の数：0株

在任年数（本総会終結時）：4年

取締役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

監査役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

男性

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1974年4月	株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行	2009年3月	株式会社ノーリツ取締役常務執行役員管理本部長 株式会社ノーリツキャピタル代表取締役社長
1994年10月	株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）歌島橋支店長	2014年1月	同社退任
1996年1月	同行関西審査部副部長	2014年9月	株式会社ノーリツ取締役（ガバナンス担当）
2001年4月	株式会社三井住友銀行堂島法人営業第二部長	2015年3月	同社退任
2002年10月	同行堂島法人営業第一部長	2015年5月	一般社団法人神戸経済同友会常務理事事務局長
2003年12月	株式会社ノーリツ仮監査役	2018年5月	同法人退任
2004年3月	同社常勤監査役 株式会社三井住友銀行退職	2018年6月	当社社外監査役（現任）
		2020年9月	公認不正検査士認定

社外監査役候補者とした理由

株式会社三井住友銀行において堂島法人営業第一部長等、また株式会社ノーリツにおいては監査役、取締役常務執行役員等の要職を歴任したほか、一般社団法人神戸経済同友会では常務理事を担う等、企業等の経営に関する豊富な実務経験に基づいた高い識見を有していることに加え、公認不正検査士の認定も受けていることから、客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見が得られると判断したため、監査役候補者としたものであります。

社外監査役としての独立性に関する事項

当社は、同氏がかつて在籍した株式会社三井住友銀行から金銭を借り入れておりますが、同氏は2004年3月に同行を退職して18年以上が経過しており、同氏と同行の関係はすでに希薄化していることから、同氏の社外監査役としての独立性には何ら影響はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において監査役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が本総会において監査役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

2

すぎ やま え り
萩山 栄理

1975年7月10日生 (46歳)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数：0株

在任年数（本総会終結時）：4年

取締役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

監査役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

女性

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

2001年10月	弁護士登録（大阪弁護士会） はばたき総合法律事務所入所	2010年12月	同庁退職
2008年11月	金融庁入庁（任期付職員） 同庁検査局総務課金融証券検査官	2013年7月	はばたき総合法律事務所パートナー弁護士（現任）
2010年1月	同庁検査局総務課専門検査官	2018年6月	当社社外監査役（現任）
2010年6月	同庁検査局総務課専門検査官兼総務 企画局政策課課長補佐	2022年4月	神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授（現任）

[重要な兼職の状況]

- ・はばたき総合法律事務所パートナー弁護士
- ・神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な実務経験に基づき、法律に関する高度の知見を有し、企業法務にも精通していることから、主として法的な観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見が得られると判断したため、監査役候補者としたものであります。

なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役としての独立性に関する事項

当社とはばたき総合法律事務所及び神戸大学大学院との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において監査役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が本総会において監査役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

その他特記事項

同氏の戸籍上の氏名は「新宮栄理」であります。

〔ご参考〕取締役及び監査役の経験・スキル・専門性について

第3号議案及び第4号議案が承認された場合の取締役及び監査役の構成並びに各取締役及び各監査役が有する経験・スキル・専門性は、以下の表のとおりであります。

	取締役						社外取締役			監査役		社外監査役		
	五十川	石丸	田沼	西岡	久米	梶原	苅田	長井	梅原	西田	島坂	金田	杵山	木村
経営経験	●	●	●	●	●		●		●		●	●		
複数の事業経験	●	●		●	●		●		●		●	●		
財務 (会計・資本政策)					●					●		●		●
法務 (コンプライアンス・ リスクマネジメント)		●		●						●		●	●	●
経営戦略 (経営企画)	●	●	●	●	●		●		●		●	●		
人事 (労務・人材開発)				●				●				●		
モノづくり (製造・調達・生産技術・品質保証)			●						●					
営業 (CS・サービス・マーケティング)						●	●	●	●		●			
技術 (研究開発)	●	●	●			●			●					
国際		●					●	●	●					
サステナビリティ (ESG)		●		●								●		
DX (ICT)		●				●	●		●					

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において、賞与を含め、年額520百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。ただし、社外取締役に対しては賞与の支給を行わないものとします。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）及び別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式報酬として、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の金銭債権を支給するとともに、その全部を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年75,000株以内とする旨をご承認いただいております。

今般、当社は、指名・報酬委員会の諮問を経て、役員報酬制度の見直しを行うこととし、対象取締役に対して、報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、在任期間や業績目標達成度に応じて当社の普通株式の交付をする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、当社の普通株式の交付のための金銭債権を支給することといたしたいと存じます。

対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。ただし、当該総額は、取締役会であらかじめ定める業績評価の対象期間（以下「業績評価期間」という。当初の業績評価期間は当社が2021年5月7日付で公表した中期経営計画に対応した2022年3月期から2024年3月期までの3事業年度を予定しており、当初の業績評価期間終了後も原則としてこれに続く各3事業年度又は4事業年度のうち取締役会が定める期間を業績評価期間とする予定です。）の経過後に、業績評価期間に対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当するを一括して支給する場合を想定して定めております。そして、業績評価期間は最大4事業年度となる場合を想定しているため、実質的には、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の額は一事業年度あたり100百万円以内に相当すると考えております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、別途取締役会で決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

本制度に基づき、対象取締役に対して交付する当社の普通株式の数は、後述【本制度の概要】のとおり、あらかじめ取締役会において役割別の基準となる交付株式数（以下「基準交付株式

数」という。)を定め、当該基準交付株式数をもとに在任期間や業績目標達成度に応じて最終的に確定することとなります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年600,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。以下同じ。)といたします。ただし、上記のとおり、本制度に係る金銭債権は、取締役会で予め定める業績評価期間の経過後に、業績評価期間に対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当するを一括して支給する場合を想定しております。そして、業績評価期間は最大4事業年度となる場合を想定しており、上記株式の総数についても、このような場合を想定して定めているため、実質的には、本制度に基づき対象取締役に対して交付する当社の普通株式の数は一事業年度あたり150,000株以内に相当すると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本議案における報酬の内容、報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への当社の普通株式の交付の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後掲【ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の変更案】欄に記載の内容に変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員及び理事、当社のグループ会社の取締役の一部に対しても、対象取締役に対するものと同様の制度を当社又は当社のグループ会社の取締役会の決議により導入する予定です。

【本制度の概要】

本制度は、業績評価期間の業績の状況に応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に当社の普通株式を交付する制度です。

具体的な業績評価期間については3年から4年までの期間の範囲において、また、業績指標(以下「業績評価指標」という。)については連結営業利益及び連結ROE等の一ないし複数の業

績指標を、当社の取締役会においてあらかじめ定めるものいたします。

なお、当初の業績評価期間及び業績評価指標は、下表を予定しておりますが、当初の業績評価期間終了後も、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものいたします。

【ご参考：当初の業績評価期間及び業績評価指標】

業績評価期間	2022年3月期から2024年3月期までの3事業年度（中期経営計画「Sustainable Growth with Vision 2030 Phase 1【転換】」の適用期間）
業績評価指標	3年累積連結営業利益及び3年単純平均連結ROE

(1) 交付する株式数及び金銭債権の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、基準交付株式数を定め、②の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数（以下「最終交付株式数」という。）を算出し、③の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭債権の額を算定いたします。

① 基準交付株式数（※1）

対象取締役の役割別株式報酬基準額（※2）／基準株価（※3）

② 最終交付株式数（※1）

基準交付株式数×在任期間×業績目標達成度（※4）

③ 各対象取締役に支給する金銭債権の額

最終交付株式数×交付時時価（※5）

（※1）計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものいたします。ただし、①及び②の計算式により算出された結果に基づいて各対象取締役に株式の交付又は金銭債権の支給を行おうとする場合、本制度において交付する普通株式の総数又は支給する金銭債権の総額の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に発行又は処分する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。

（※2）一事業年度あたりの基準額とし、当社の取締役会においてあらかじめ定めるものいたします。

（※3）業績評価期間の開始日（ただし、当初の業績評価期間については、2022年4月1日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、その直後の取引日の終値）といたします。

（※4）業績評価期間中の各業績評価指標の達成度に応じて、0%～200%の範囲で、当社の取締役会においてあらかじめ定めるものいたします。

(※5) 業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定いたします。

(2) 対象取締役に対する当社の普通株式の交付条件

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して、上記(1)に基づき算出される数の当社の普通株式を交付いたします。

- ① 対象取締役が、業績評価期間中又は業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日まで、継続して、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったこと
- ② 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、業績評価期間中又は業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日までに、新たに就任した取締役が存在する場合又は取締役の役割の変更があった場合には、当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した数の当社の普通株式を交付するものといたします。

また、業績評価期間中又は業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日までに対象取締役が正当な理由により退任又は退職した場合(死亡により退任又は退職した場合を除く。)には、在任期間や業績目標達成度に応じて合理的に調整した数に、当該取締役の退任又は退職した日の直後に開催される定時株主総会の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(ただし、当該退任又は退職した日が業績評価期間の最終事業年度又は当該最終事業年度終了後最初の定時株主総会の開催日までの期間に属する場合には、交付時時価とする。)を乗じて得られる額の金銭のみを、並びに、業績評価期間中又は業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日までに対象取締役が死亡により退任又は退職した場合には、在任期間や業績目標達成度に応じて合理的に調整した数に、当該取締役の退任又は退職した日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じて得られる額の金銭のみを、本制度に基づく当社の普通株式の交付に代えて、支給するものといたします。

(3) 組織再編等における取扱い

業績評価期間中又は業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効

力発生日が本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。)には、在任期間や業績目標達成度に応じて合理的に調整した数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を乗じて得られる額の金銭のみを、本制度に基づく当社の普通株式の交付に代えて、支給するものといたします。

【ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の変更案】

① 役員報酬に関する基本方針

- ・経営理念、長期ビジョンに基づいた「中長期的な業績向上」と「持続的な企業価値の向上」を動機づける報酬体系とする。
- ・長期ビジョンの実現に向けて、優秀な経営人材を確保・維持するためのインセンティブのある報酬水準とする。
- ・ステークホルダーに対して説明責任を果たすことができる客観性、透明性の高い報酬体系とし、社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」での審議を踏まえ、取締役会の決議により公正に決定する。

② 取締役の報酬等の体系

月額報酬(固定・金銭報酬)、賞与(業績連動・金銭報酬)、譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬)及び業績連動型株式報酬(業績連動・非金銭報酬)によって構成する。

ただし、社外取締役については、独立かつ客観的な立場から経営を監督するという役割に鑑み、月額報酬のみとし、賞与、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬は支給しない。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2020年6月29日開催の第96期定時株主総会における決議内容は、以下のとおりである。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役3名)である。

- ・月額報酬及び賞与の総額は、年額520百万円以内(うち社外取締役は月額報酬のみ年額60百万円以内とする。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)とする。
- ・上記の報酬枠とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための金銭債権として年額50百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)を支給するとともに、その全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株式を年75,000株以内で発行又は処分する。

また、2022年6月24日開催の第98期定時株主総会における決議内容は、以下のとおりである。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）である。

- ・月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対して業績連動型株式を付与するための金銭債権として年額400百万円以内を支給するとともに、その全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株式を年600,000株以内で発行又は処分する（業績評価期間は最大4事業年度となる場合を想定しているため、一事業年度あたりでは年額100百万円以内、年150,000株以内に相当）。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、次のとおりである。なお、本決定方針は、あらかじめ「指名・報酬委員会」において審議し、その審議結果を踏まえて取締役会において決議したものである。

【月額報酬について】

- ・月額報酬の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、職責や世間水準を勘案して、取締役会において決定する。
- ・月額報酬を与える時期は、取締役の任期（選任後1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで）中の毎月とする。

【賞与について】

- ・賞与の額を算定する指標は、親会社株主に帰属する当期純利益、営業利益及びROICとする。これらの指標を選択した理由は、株主に対する配当の原資となる親会社株主に帰属する当期純利益と、事業活動によって生み出されるものである営業利益及び投下資本に対する税引前営業利益の割合を重要視しているためである。
- ・賞与の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、役位等を勘案して、取締役会において決定する。具体的には、まず親会社株主に帰属する当期純利益をベースとして取締役社長の賞与水準を算定し、これに役位別の係数を乗じて他の取締役の賞与水準を算定した後、担当部門の営業利益やROICの増減、「中長期戦略の実現」に向けて当事業年度に取り組んだ中長期的な要素を加味し、世間水準も考慮のうえ、個別の賞与支給額を決定する。
- ・賞与を与える時期は、定時株主総会の終了後の6月とする。

【譲渡制限付株式報酬について】

- ・譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、役位や世間水準を勘案して、取締役会において決定する。
- ・譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬を与える時期は、毎年7月に年額を一括支給することとする。

【業績連動型株式報酬について】

- ・当社の普通株式を付与するための金銭報酬の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、役位や在任期間及び中期経営計画期間における業績目標達成度に応じて、取締役会において決定する。
- ・当社の普通株式を付与するための金銭報酬を与える時期は、業績評価期間である中期経営計画期間（3又は4事業年度）が終了した翌事業年度の7月に当該中期経営計画期間分を一括支給することとする。

【月額報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬の割合について】

- ・賞与の額は業績等に応じて年度ごとに変動すること、また中期経営計画ごとに業績連動型株式報酬の支給額を変動させることから、月額報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬の支給割合は年度ごとに変動させるものとする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定方法

- ・取締役の個人別の報酬等を決定するにあたっては、それらの議案を取締役に付議する前に、社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」にその内容を諮問し、その妥当性等について審議・答申することとする。
- ・取締役会においては、取締役の個人別の報酬等の額の決定を、代表取締役 取締役社長 五十川龍之に一任することを決議している。
- ・かかる権限を代表取締役に委任することとした理由は、取締役の職務執行に対する評価は、各取締役が担当する業務の内容と、それらに対する各取締役の具体的な取り組み内容を詳細かつ俯瞰的に把握することができる立場にある代表取締役が行うことが適していると考えたためである。
- ・なお、代表取締役に委任した権限が適切に行使されるようにするため、取締役会が委任決議をするにあたっては、代表取締役は「指名・報酬委員会」の審議結果を踏まえて具体的な報酬等の額を決定すべきこととしている。

以 上

[添付書類]

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【当連結会計年度の業績】

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
216,823百万円	10,569百万円	11,821百万円	6,907百万円
前年度比3.6%増(↑)	前年度比0.9%増(↑)	前年度比5.7%増(↑)	前年度比25.9%増(↑)

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない中、これに起因する原材料の供給不足・価格高騰等、供給制約の影響が顕在化するなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

こうした中、当社グループは、2030年を志向した長期経営計画の策定に取り組むとともに、この計画で掲げた目標を達成するための第一ステップとして、3カ年の中期経営計画「Sustainable Growth with Vision 2030 Phase 1【転換】」を策定し、初年度の取り組みを推進いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は263,163百万円（前年度比32.0%増）、売上高は216,823百万円（前年度比3.6%増）となりました。

損益面では、営業利益は10,569百万円（前年度比0.9%増）、経常利益は11,821百万円（前年度比5.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,907百万円（前年度比25.9%増）となりました。

当社グループの部門別の状況は、次のとおりであります。

【航空機部門】

売上高	営業利益	◆主要な事業内容
19,137百万円 前年度比26.3%減(↓)	△875百万円 前年度比一(↓)	救難飛行艇、訓練支援機等の航空機及び航空機部品等の製造、販売及び修理

防衛省向けは、US-2型救難飛行艇の製造作業を受注したことなどから受注は増加したものの、売上は減少いたしました。

また、民需関連も、受注は増加したものの、ボーイング社「787」向け主翼スパーの生産機数が減少したことなどから、売上は減少いたしました。

この結果、当部門の受注高は31,711百万円（前年度比137.0%増）、売上高は19,137百万円（前年度比26.3%減）、営業利益は875百万円の損失（前年度は808百万円の損失）となりました。

【特装車部門】

売上高	営業利益	◆主要な事業内容
97,190百万円 前年度比2.5%増(↑)	5,354百万円 前年度比20.2%減(↓)	ダンプトラック、タンクローリ、テールゲートリフタ、脱着ボデートラック、塵芥車等の特装車及びその部品等の製造、販売及び修理並びにトレーラ、林業機械等の製造、販売

車体等の製造販売は、受注は増加し、売上は減少いたしました。

また、保守・修理事業及び林業用機械等は、受注、売上ともに増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は118,662百万円（前年度比25.9%増）、売上高は97,190百万円（前年度比2.5%増）となりましたが、営業利益は5,354百万円（前年度比20.2%減）となりました。

【産機・環境システム部門】

売上高	営業利益	◆主要な事業内容
46,348百万円 前年度比24.6%増(↑)	4,876百万円 前年度比63.1%増(↑)	水中ポンプ、水処理関連設備・機器の製造、販売及び保守修理並びに自動電線処理機、真空成膜装置、ダイレクトドライブモータ等の製造及び販売並びにごみ中継施設、破碎・選別回収システム等の製造及び販売

流体製品は、受注、売上ともに増加いたしました。

また、メカトロニクス製品も、自動電線処理機、真空製品、いずれも受注及び売上が増加した結果、分野全体でも受注、売上ともに増加いたしました。

このほか、環境関連事業も、プラント新設工事及び同施設の複数年にわたる運營業務を一括受託したことなどから受注は増加し、売上も増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は59,182百万円（前年度比60.0%増）、売上高は46,348百万円（前年度比24.6%増）となり、営業利益は4,876百万円（前年度比63.1%増）となりました。

【パーキングシステム部門】

売上高	営業利益	◆主要な事業内容 機械式立体駐車設備及び航空旅客搭乗橋の製造、販売及び保守
38,099百万円 前年度比8.1%増(↑)	3,066百万円 前年度比5.0%減(↓)	

機械式駐車設備は、受注、売上ともに増加いたしました。

また、航空旅客搭乗橋については、受注は減少し、売上は増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は38,133百万円（前年度比2.1%増）、売上高は38,099百万円（前年度比8.1%増）となりましたが、営業利益は3,066百万円（前年度比5.0%減）となりました。

【その他部門】

売上高	営業利益	◆主要な事業内容 住宅、ごみ処理施設等の建設、不動産業、人材派遣業、コンピュータ利用システムの開発設計請負業等
16,047百万円 前年度比0.1%減(↓)	955百万円 前年度比33.9%減(↓)	

建設事業において、受注は大口案件を受注した前年度に比べ減少し、売上は増加したものの、不動産事業において、売上が減少した結果、当部門の受注高は15,472百万円（前年度比10.9%減）、売上高は16,047百万円（前年度比0.1%減）となり、営業利益は955百万円（前年度比33.9%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4,205百万円であり、その主なものは特装車部門における生産設備の更新や合理化であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度末における借入残高は52,254百万円であり、前年同期と比べ2,285百万円減少しております。減少の主な理由は、当社において、約定に基づき借入金の一部を返済したことによるものです。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

① 当社は、2021年6月18日付で、主に下水処理場等の排水処理設備において「ばっ気」装置として使用される空気軸受式単段ターボブロワを製造・販売するTurboMAX Co.,Ltd. (大韓民国) について、当社と同社の技術の融合による新たな事業展開を図ること等を目的として、同社の発行済株式約75%を追加取得し、同社を当社の連結子会社としました。なお、これに伴い、同社の子会社であるTurbo Machinery Parts Supplier Co.,Ltd. (大韓民国) についても、当社の連結子会社としております。

② 当社は、2021年7月1日付で、航空機部品の製造、組立、航空機シートの製造販売等を行う天龍エアロコンポーネント株式会社について、当社と同社の技術、生産インフラ等を融合させ、航空機市場における競争力の向上及び売上規模の拡大を図るため、同社の発行済株式の全部を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

③ 当社は、2021年7月30日付で、油圧ポンプ、減速機その他油圧機器部品の製造販売等を行う株式会社OSK及び油圧ポンプ、減速機の鋳造加工等を行う株式会社WAKOの2社について、特装車製品向けキーコンポーネントの供給の安定化や新たな機能部品の開発を通じた国内外の特装車市場における競争力の向上及び売上規模の拡大を図るため、両社の発行済株式の全部を取得いたしました。なお、株式会社OSKについては当社の完全子会社とし、また株式会社WAKOについては株式会社OSKの完全子会社としております。

(注) TurboMAX Co.,Ltd. (大韓民国) について、同社株式の81%を当社が、残る19%を大韓民国企画財政部が保有しておりましたが、当社は、2022年4月11日付で、同部が保有する同社株式の全部を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(8) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束時期がいまだ見通せない中、ロシアのウクライナ侵攻による地政学的リスクや、原材料価格の高騰等が懸念されるなど、引き続き不透明な状況が続くと考えられます。

こうした中、当社グループでは、当社グループが目指す2030年の姿を表す「長期ビジョン」を掲げ、長期志向経営への転換及びその具体化に取り組むべく、2030年度を目標年とする長期経営計画「Sustainable Growth with Vision 2030－価値創造による持続的成長－」[SG-Vision 2030]を策定し、その目標の達成に向けて取り組んでおります。

また、2021年度から2023年度までの3年間をその第一ステップと位置付け、中期経営計画「SG-Vision 2030 Phase 1【転換】」[SG-2023]を策定し、その目標の達成に向けて取り組んでおります。

長期ビジョン	グローバルな社会ニーズに応え、都市・輸送・環境インフラの高度化に貢献する価値共創カンパニーを目指します。		
長期経営計画	SG-Vision 2030		
中期経営計画	2021～2023年度	2024年度～	～2030年度
	Phase 1【転換】	Phase 2【拡大】	Phase 3【飛躍】

長期ビジョンの実現に向けて、これら中長期の経営計画に掲げる諸施策への取り組みを着実に進めていくことが、当社グループにおいて対処すべき課題となります。

株主の皆様におかれましては、当社グループがこれらの課題に対処していくにあたり、これまでと変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

【ご参考】長期経営計画 [SG-Vision 2030] 及び中期経営計画 [SG-2023] の概要

① 長期経営計画 [SG-Vision 2030]

「長期事業戦略」（2030年の社会未来像を描き、これを実現する事業施策を立案・実践する）と、「経営基盤の強化」（サステナビリティ経営の推進により「長期事業戦略」の進捗を支えつつ、価値創造を支えるマテリアリティ（重要課題）の解決とSDGsへの貢献に取り組む）という2つの経営テーマに並行して取り組み、経済的価値と社会的価値を持続的に創出することで企業価値の向上を図ります。

ア. 「長期事業戦略」及び「経営基盤の強化」として取り組む施策等の概略

長期事業戦略	既存事業の深化・領域拡大（ICTの活用、モビリティの進化への対応、海外市場拡大等）
	新事業創出の促進
	戦略的M&Aの推進
	デジタルトランスフォーメーション（DX）推進
経営基盤の強化	事業ポートフォリオ・マネジメントをはじめ経営資源を適切に配分するための財務戦略・資本政策の策定・推進と取締役会によるモニタリング
	会社の持続的な価値向上と従業員エンゲージメント向上を両立させる人材戦略の実践
	ESG（Environment：環境、Social：社会、Governance：ガバナンス）に関するマテリアリティ（重要課題）への取り組みの推進

イ. 長期経営計画 [SG-Vision 2030] における経営指標と目標水準

	連結売上高	海外売上高	ROE	ROIC
目標水準	4,000億円以上	1,000億円以上	12%以上	10%以上

ウ. 環境・社会・ガバナンスに関するマテリアリティと重点取り組みテーマの概略

	マテリアリティ（重要課題）	
環境	地球温暖化防止	生産活動に伴う温室効果ガスの排出削減
	循環型社会への貢献	廃棄物の削減
社会	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	多様性を尊重し支援する組織風土の醸成、個人に内在する多様性の獲得等
	働きやすい職場環境の整備	
ガバナンス	コーポレートガバナンス体制の充実	取締役会の機能強化等
	リスク管理体制の整備・強化	BCPの整備、CSR調達の推進等

② 中期経営計画 [SG-2023]

ア. 2023年度（中期経営計画 [SG-2023] 最終年度）の業績目標値

	連結売上高	連結営業利益	海外売上高	ROE	ROIC
目標水準	2,500億円	150億円	450億円	10%以上	7%以上

イ. キャッシュ・アロケーション

	目標とする水準
成長投資（設備投資・M&A）	300～400億円（3年間合計）
配当性向	40～50%
自己株式取得	株価水準等に応じて機動的に実施

ウ. 中期経営計画 [SG-2023] における取り組みの基本方針

① 前中期経営計画（Change for Growing, 2020）諸施策の継続推進による成果の刈り取り
② 長期ビジョンに基づく長期事業戦略の策定と推進
③ 経営基盤の強化 (a) サステナビリティ経営方針の制定・実践、マテリアリティ管理項目の確定、KPIの設定、長期事業戦略の推進によりSDGsに貢献 (b) DX推進のためのITインフラ整備、基幹業務の改革
④ 将来価値の創出及びステークホルダーとの成果の共有 (a) ROIC経営の実践により将来価値を持続的に創出する企業体質に転換 (b) 利益の一定水準をステークホルダーと共有（配分）

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第95期 (2018年度)	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (当連結会計年度) (2021年度)
受 注 高(百万円)	237,902	221,878	199,308	263,163
売 上 高(百万円)	217,297	227,231	209,226	216,823
営 業 利 益(百万円)	10,708	12,836	10,479	10,569
経 常 利 益(百万円)	10,437	12,375	11,182	11,821
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,996	7,378	5,487	6,907
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	76.41	113.11	83.47	104.96
総 資 産(百万円)	209,195	214,157	212,060	221,206
純 資 産(百万円)	83,043	83,680	88,838	94,261

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第98期の期首から適用しており、第98期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(10) 重要な子会社の状況**① 子会社の状況**

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社明和工務店	百万円 480	% 100	土木建築の設計施工
新明和オートエンジニアリング株式会社	300	100	輸送関連機械等の販売及び保守修理
イワフジ工業株式会社	300	100	林業機械等の製造、販売及び修理
大亜真空株式会社	135	100	真空技術を利用した各種機械製造
東邦車輛株式会社	100	100	特装車及びその部品の製造、販売及び修理
新明和パークテック株式会社	100	100	機械式駐車設備の設計、製造及び保守
新明和ソフトテクノロジー株式会社	100	100	コンピュータ利用システムの開発及び機械器具類等の設計請負
新明和ウエステック株式会社	100	100	環境施設の運営
Thai ShinMaywa Co., Ltd.	百万バーツ 1,080	100	特装車部品、水中ポンプ等の製造及び販売
KOREA VACUUM LIMITED	千ウォン 1,499,000	70.3	真空装置、車両用部品の製造等

(注) 当社の連結子会社は、上記の子会社10社を含め、31社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 宝 塚 市	中国支店	広 島 市 南 区
東京本部	横 浜 市 鶴 見 区	九州支店	福 岡 市 博 多 区
上野ビル	東 京 都 台 東 区	佐野工場	栃 木 県 佐 野 市
北海道支店	札 幌 市 西 区	寒川工場	神 奈 川 県 高 座 郡 寒 川 町
東北支店	仙 台 市 宮 城 野 区	宝塚工場	兵 庫 県 宝 塚 市
関東支店	さ い た ま 市 北 区	甲南工場	神 戸 市 東 灘 区
中部支店	名 古 屋 市 中 区	小野工場	兵 庫 県 小 野 市
関西支店	(特装車)兵庫県宝塚市、(流体)大阪市淀川区	広島工場	広 島 県 東 広 島 市

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
株式会社明和工務店	神 戸 市 中 央 区	新明和パークテック株式会社	東 京 都 港 区
新明和オートエンジニアリング株式会社	横 浜 市 鶴 見 区	新明和ソフトテクノロジー株式会社	兵 庫 県 西 宮 市
イワフジ工業株式会社	岩 手 県 奥 州 市	新明和ウエステック株式会社	兵 庫 県 宝 塚 市
大 垂 真 空 株 式 会 社	千 葉 県 八 千 代 市	Thai ShinMaywa Co.,Ltd.	タ イ 王 国 サ ム サ コ ン 県
東 邦 車 輻 株 式 会 社	横 浜 市 鶴 見 区	KOREA VACUUM LIMITED	大 韓 民 国 大 邱 広 域 市

(注) 東邦車輻株式会社の本店所在地は、群馬県邑楽郡邑楽町であります。

(12) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,923 名	+523 名

- (注) 1. 上記の使用人数には、執行役員、専門役員、理事、顧問、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。
2. 使用人数が増加した主な理由は、天龍エアロコンポーネント株式会社その他の他社株式を取得し、これらを連結子会社としたことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,095 名	△1 名	43.7 歳	14.4 年

- (注) 上記の使用人数には、執行役員、専門役員、理事、顧問、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(13) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	18,724 百万円
株式会社三井住友銀行	11,670
株式会社みずほ銀行	10,000
株式会社日本政策投資銀行	3,000

- (注) 上記のほか、株式会社三菱UFJ銀行引受の私募債2,400百万円の残高があります。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 70,000,000株

(3) 株主数 25,132名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三信株式会社	8,233 ^{千株}	12.50%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,931	12.04
新明和グループ従業員持株会	2,814	4.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,221	3.37
住友不動産株式会社	1,837	2.79
東洋ビルメンテナンス株式会社	1,391	2.11
BNP PARIBAS SECURITES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	955	1.45
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	925	1.40
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	733	1.11
東プレ株式会社	719	1.09

(注) 持株比率は、自己株式 (4,166,255株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

同制度に基づき、当事業年度においては、取締役 (社外取締役を除く) 6名に対し、職務執行の対価として37,937株を交付いたしました。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	五十川 龍之	
取 締 役	石 丸 寛 二	副社長執行役員 (技術・CSR統括) (航空機事業・経営企画本部・技術部担当) 経営企画本部長
取 締 役	田 沼 勝 之	専務執行役員 (品質保証・製造統括)
取 締 役	伊 丹 淳	常務執行役員 (営業統括)
取 締 役	西 岡 彰	常務執行役員 (人事統括) (人事総務部門・法務部担当) 人事総務部長
取 締 役	久 米 俊 樹	常務執行役員 (財務統括) (財務部門担当) 財務部長
取 締 役	荻 田 祥 史	株式会社グローセル 社外取締役
取 締 役	秀 島 信 也	富士紡ホールディングス株式会社 社外取締役 日本トムソン株式会社 社外取締役
取 締 役	長 井 聖 子	学校法人関西外国語大学 外国語学部教授 王子ホールディングス株式会社 社外取締役
監査役(常勤)	西 田 幸 司	
監査役(常勤)	島 坂 忠 宏	
監 査 役	金 田 友三郎	
監 査 役	杵 山 栄 理	はばたき総合法律事務所 パートナー弁護士
監 査 役	木 村 文 彦	カツヤマキカイ株式会社 社外監査役 公益財団法人京都大学教育研究振興財団 監事 木村文彦公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 2021年6月24日開催の第97期定時株主総会において、新たに島坂忠宏氏が監査役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役 荻田祥史氏、秀島信也氏及び長井聖子氏は、社外取締役であります。
なお、当社は取締役 荻田祥史氏、秀島信也氏及び長井聖子氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外取締役として、独立役員に選定しております。
3. 監査役 金田友三郎氏、杵山栄理氏及び木村文彦氏は、社外監査役であります。
なお、当社は監査役 金田友三郎氏、杵山栄理氏及び木村文彦氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外監査役として、独立役員に選定しております。
4. 監査役 木村文彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役 長井聖子氏は、2021年6月29日付で王子ホールディングス株式会社の社外取締役に就任いたしました。
6. 監査役 杵山栄理氏は、2022年4月1日付で神戸大学大学院法学研究科 法曹実務教授に就任いたしました。
7. 執行役員を兼務する取締役にについて、2022年4月1日付で執行役員としての担当等の異動を行いました。異動後の状況は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	石 丸 寛 二	副社長執行役員（技術・国際・サステナビリティ・DX担当）経営企画本部長
取 締 役	田 沼 勝 之	専務執行役員（モノづくり担当）
取 締 役	伊 丹 淳	常務執行役員（営業担当）
取 締 役	西 岡 彰	常務執行役員（法務担当）人事総務部長
取 締 役	久 米 俊 樹	常務執行役員 財務部長

〔ご参考〕 執行役員について

当社は、経営意思決定の迅速化及び経営責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。2022年4月1日現在の取締役に兼務しない執行役員の状況は次のとおりであります。

役 名	氏 名	担 当
常務執行役員	榎 原 敬 士	新事業戦略本部長
常務執行役員	浅 野 隆 弘	産機システム事業部長
常務執行役員	中 野 恭 介	パーキングシステム事業部長
常務執行役員	田 中 克 夫	航空機事業部長
常務執行役員	小 田 浩 一 郎	特装車事業部長
常務執行役員	田 村 功 一	流体事業部長
執 行 役 員	深 井 浩 司	経営企画本部経営企画部長
執 行 役 員	富 田 政 行	特装車事業部事業推進部長
執 行 役 員	長 尾 嘉 宏	特装車事業部広島工場長
執 行 役 員	中 瀬 雅 嗣	パーキングシステム事業部次長
執 行 役 員	新 居 聡	産機システム事業部次長兼線処理システム本部長兼メカトロ本部長
執 行 役 員	穂 本 崇	特装車事業部佐野工場長
執 行 役 員	石 原 秀 朝	特装車事業部営業本部長

- (注) 1. 執行役員 富田政行氏は、当社の連結子会社（完全子会社）である新明和オートエンジニアリング株式会社の代表取締役 取締役社長を兼務しております。
2. 執行役員 中瀬雅嗣氏は、当社の連結子会社（完全子会社）である新明和パークテック株式会社の代表取締役 取締役社長を兼務しております。
3. 執行役員 新居 聡氏は、当社の連結子会社（完全子会社）である新明和（上海）商貿有限公司及び新明和（上海）精密機械有限公司の董事長を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬に関する基本方針

- ・経営理念、長期ビジョンに基づいた「中長期的な業績向上」と「持続的な企業価値の向上」を動機づける報酬体系とする。
- ・長期ビジョンの実現に向けて、優秀な経営人材を確保・維持するためのインセンティブのある報酬水準とする。
- ・ステークホルダーに対して説明責任を果たすことができる客観性、透明性の高い報酬体系とし、社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」での審議を踏まえ、取締役会の決議により公正に決定する。

② 取締役の報酬等の体系

月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）及び譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）によって構成しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において、以下のとおり決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。

- ・月額報酬（固定報酬）及び賞与（業績連動報酬）の総額は、年額520百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする。
- ・上記の報酬枠とは別枠で、取締役に対して譲渡制限付株式（非金銭報酬）を付与するため、金銭報酬として年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）を支給するとともに、その全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株

式を年75,000株以内で発行又は処分する。

- ・なお、社外取締役の報酬については、独立かつ客観的な立場から経営を監督するという役割に鑑み、月額報酬（固定報酬）のみ年額60百万円以内とし、賞与（業績連動報酬）及び譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）は支給しない。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、次のとおりであります。なお、本決定方針は、あらかじめ「指名・報酬委員会」において審議し、その審議結果を踏まえて取締役会において決議したものであります。

【月額報酬（固定報酬）について】

- ・月額報酬の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、職責や世間水準を勘案して決定する。
- ・月額報酬を与える時期は、取締役の任期（選任後1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで）中の毎月とする。

【賞与（業績連動報酬）について】

- ・賞与の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、役位等を勘案して決定する。具体的には、まず親会社株主に帰属する当期純利益をベースとして取締役社長の賞与水準を算定し、これに役位別の係数を乗じて他の取締役の賞与水準を算定した後、担当部門の営業利益の増減や、中期経営計画の進捗状況等の中長期的な要素を加味し、世間水準も考慮の上、個別の賞与支給額を決定する。
- ・賞与の額を算定する指標として親会社株主に帰属する当期純利益と営業利益を選択した理由は、株主に対する配当の原資となる親会社株主に帰属する当期純利益と、事業活動によって生み出されるものである営業利益の双方を重要視しているためである。
- ・当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益及び営業利益の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
- ・賞与を与える時期は、定時株主総会の終了後の6月とする。

【譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）について】

- ・譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、役位や世間水準を勘案して決定する。
- ・譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬を与える時期は、毎年7月に年額を一括支給することとする。

【月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合について】

- ・賞与（業績連動報酬）の額は業績等に応じて年度ごとに変動することから、月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の支給割合は年度ごとに変動させるものとする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定方法

- ・取締役の個人別の報酬等を決定するにあたっては、それらの議案を取締役に付議する前に、社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」にその内容を諮問し、その妥当性等について審議・答申することとしております。
- ・取締役会においては、取締役の個人別の報酬等の額の決定を、代表取締役 取締役社長 五十川龍之に一任することを決議しております。
- ・かかる権限を代表取締役に委任することとした理由は、取締役の職務執行に対する評価は、各取締役が担当する業務の内容と、それらに対する各取締役の具体的な取り組み内容を詳細かつ俯瞰的に把握することができる立場にある代表取締役が行うことが適していると考えたためであります。
- ・なお、代表取締役に委任した権限が適切に行使されるようにするため、取締役会が委任決議をするにあたっては、代表取締役は「指名・報酬委員会」の審議結果を踏まえて具体的な報酬等の額を決定すべきこととしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」において、あらかじめ上記の決定方針との整合性も含めた審議が行われており、その審議結果を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、同決定内容は、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

2012年6月26日開催の第88期定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。なお、監査役には、賞与（業績連動報酬）及び譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）は支給しないこととしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名（うち社外監査役3名）であります。

⑧ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	310 (28)	204 (28)	79 (一)	27 (一)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	50 (18)	50 (18)	—	—	5 (3)

- (注) 1. 当事業年度の末日(2022年3月31日)時点における取締役及び監査役の在籍人員は14名(取締役9名、監査役5名)であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

【ご参考】指名・報酬委員会について

当社は、取締役、執行役員等の役員に関する人事、報酬等の透明性及び妥当性を高めるべく「指名・報酬委員会」を設置しており、役員候補者の選定、役員の報酬を決定するにあたっては、あらかじめ同委員会に諮問することとしております。

当事業年度の末日(2022年3月31日)現在、同委員会の委員は次のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 職 業 等	指名・報酬委員会における地位
荻 田 祥 史	当社社外取締役	委員長
秀 島 信 也	当社社外取締役	委員
長 井 聖 子	当社社外取締役	委員
五十川 龍 之	当社代表取締役 取締役社長	委員

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
取締役	荻田祥史	株式会社グローセル 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	秀島信也	富士紡ホールディングス株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
		日本トムソン株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	長井聖子	学校法人関西外国語大学 外国語学部教授	特別の関係はありません。
		王子ホールディングス株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	杵山栄理	はばたき綜合法律事務所 パートナー弁護士	特別の関係はありません。
監査役	木村文彦	カツヤマキカイ株式会社 社外監査役	当社と同社との間には資材調達に係る取引関係がありますが、年間取引額が当社及び同社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。
		公益財団法人京都大学教育研究振興財団 監事	特別の関係はありません。
		木村文彦公認会計士事務所 所長	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	荻 田 祥 史	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な実務経験に基づき、社外取締役として取締役の職務執行の監督を行うとともに、取締役会において当社の経営に関し有益な意見の表明を行っております。
取 締 役	秀 島 信 也	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な実務経験に基づき、社外取締役として取締役の職務執行の監督を行うとともに、取締役会において当社の経営に関し有益な意見の表明を行っております。
取 締 役	長 井 聖 子	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、他社での業務経験や大学教授としての知見等に基づき、社外取締役として取締役の職務執行の監督を行うとともに、取締役会において当社の経営に関し有益な意見の表明を行っております。
監 査 役	金 田 友 三 郎	当事業年度に開催された取締役会12回の全て及び監査役会12回の全てに出席し、企業における豊富な実務経験に基づき、社外監査役として客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っております。
監 査 役	椛 山 栄 理	当事業年度に開催された取締役会12回の全て及び監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての企業法務に関する専門的な知見及び豊富な経験に基づき、社外監査役として客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っております。
監 査 役	木 村 文 彦	当事業年度に開催された取締役会12回の全て及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知見及び豊富な経験に基づき、社外監査役として客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	荻田祥史	M&Aその他の重要な業務執行の決定にあたり、中期経営計画に照らしてその妥当性等について検証するとともに、他社での豊富な経営経験に基づいた助言を行い、業務執行の適正性の確保を図りました。他社での豊富な経営経験に基づく意見は、取締役会における議論が多様な視点に基づいて行われることに寄与しております。また、「指名・報酬委員会」の委員長としてサクセッションプランの運用や役員報酬制度の設計、役員の人事や報酬水準について審議するなど、経営陣から独立した客観的な立場で経営の監督を行いました。
取締役	秀島信也	M&Aその他の重要な業務執行の決定にあたり、中期経営計画に照らしてその妥当性等について検証するとともに、他社での豊富な経営経験に基づいた助言を行い、業務執行の適正性の確保を図りました。他社での豊富な経営経験に基づく意見は、取締役会における議論が多様な視点に基づいて行われることに寄与しております。また、「指名・報酬委員会」の委員としてサクセッションプランの運用や役員報酬制度の設計、役員の人事や報酬水準について審議するなど、経営陣から独立した客観的な立場で経営の監督を行いました。
取締役	長井聖子	M&Aその他の重要な業務執行の決定にあたり、中期経営計画に照らしてその妥当性等について検証するとともに、他社での業務経験を踏まえた助言を行い、業務執行の適正性の確保を図りました。他社での業務経験等に基づく意見や、企業風土の重要性等に着眼した意見は、取締役会における議論が多様な視点に基づいて行われることに寄与しております。また、「指名・報酬委員会」の委員としてサクセッションプランの運用や役員報酬制度の設計、役員の人事や報酬水準について審議するなど、経営陣から独立した客観的な立場で経営の監督を行いました。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、以下のとおり、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）契約を締結しております。

なお、当該契約は、2022年6月に同一内容で更新する予定であります。

(1) D&O保険の被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員並びに日本国内の子会社の取締役及び監査役を被保険者としております。

(2) D&O保険契約の内容の概要

① 填補対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関して当社又は第三者に対して損害賠償責任を負う場合に、その損害賠償金及び争訟費用について、20億円を限度として填補することとしております。

② 保険契約の期間

保険契約の期間は1年間であります。

③ 被保険者の実質的保険料負担割合

全ての被保険者について、その保険料は当社が全額負担しております。

④ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置

保険会社との契約により、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、被保険者が会社から授与された権限を逸脱して行った決定又は行為に起因する損害賠償請求等、被保険者の不正な職務の執行に起因して被保険者が負担する損害賠償責任については填補しないことにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 52百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 52百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、前期の会計監査人の監査計画と実績の状況を確認するとともに、当事業年度に係る監査計画日数・配員計画及び報酬見積額の算定根拠等について必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等の額については妥当であると判断し、同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社のうち、新明和（上海）商貿有限公司ほか海外現地法人の一部につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 解任

- 一 監査役会は、監査法人である会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が妥当と判断したときは、会計監査人の解任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- 二 監査役会は、上記一において、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態が合理的に予想されるときは、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

② 不再任

- 監査役会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- 一 監査法人である会計監査人がその社員の中から選定した会計監査人の職務を行うべき者について、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合又は公認会計士法に定める公認会計士の義務に違反したと判断した場合において、当該監査法人がこれに代わる会計監査人の職務を行うべき者の選定を速やかに行わないとき
 - 二 会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に行われることを確保できないと判断されるとき
 - 三 上記一及び二の他、会計監査人の業務執行状況等を当社が規定する会計監査人の評価基準に基づき総合的に評価した結果、会計監査人を変更することが適切であると判断したとき

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 第98期           | 第97期(ご参考)      | 科 目                | 第98期           | 第97期(ご参考)      |
|-----------------|----------------|----------------|--------------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                |                | <b>(負債の部)</b>      |                |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>148,615</b> | <b>142,004</b> | <b>流動負債</b>        | <b>65,903</b>  | <b>59,756</b>  |
| 現金及び預金          | 26,600         | 23,045         | 支払手形及び買掛金          | 25,898         | 24,383         |
| 受取手形及び売掛金       | —              | 61,137         | 1年内償還予定の社債         | 800            | 800            |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 62,114         | —              | 短期借入金              | 2,891          | 2,142          |
| 電子記録債権          | 8,831          | 12,610         | 1年内返済予定の長期借入金      | 2,443          | 2,527          |
| 商品及び製品          | 4,067          | 4,013          | 未払費用               | 12,786         | 10,852         |
| 仕掛品             | 21,619         | 20,304         | 未払法人税等             | 2,527          | 2,634          |
| 原材料及び貯蔵品        | 21,238         | 18,989         | 役員賞与引当金            | 281            | 219            |
| その他の流動資産        | 4,266          | 1,959          | 製品保証引当金            | 42             | 4              |
| 貸倒引当金           | △121           | △55            | 工事損失引当金            | 3,194          | 3,395          |
|                 |                |                | その他の流動負債           | 15,036         | 12,797         |
| <b>固定資産</b>     | <b>72,590</b>  | <b>70,055</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>61,041</b>  | <b>63,464</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>42,430</b>  | <b>39,312</b>  | 社債                 | 1,600          | 2,400          |
| 建物及び構築物         | 19,185         | 18,567         | 長期借入金              | 44,519         | 46,669         |
| 機械装置及び運搬具       | 7,196          | 8,370          | 繰延税金負債             | 154            | 84             |
| 土地              | 13,237         | 10,010         | 再評価に係る繰延税金負債       | 47             | 47             |
| 建設仮勘定           | 775            | 460            | 退職給付に係る負債          | 12,962         | 12,828         |
| その他の有形固定資産      | 2,034          | 1,904          | その他の固定負債           | 1,758          | 1,435          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,876</b>   | <b>2,417</b>   | <b>負債合計</b>        | <b>126,945</b> | <b>123,221</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>27,284</b>  | <b>28,325</b>  | <b>(純資産の部)</b>     |                |                |
| 投資有価証券          | 11,588         | 12,165         | <b>株主資本</b>        | <b>91,617</b>  | <b>87,125</b>  |
| 長期貸付金           | 231            | 238            | 資本金                | 15,981         | 15,981         |
| 退職給付に係る資産       | 3,711          | 4,080          | 資本剰余金              | 15,737         | 15,780         |
| 繰延税金資産          | 6,703          | 7,235          | 利益剰余金              | 65,852         | 61,445         |
| その他の投資等         | 5,076          | 4,634          | 自己株式               | △5,954         | △6,082         |
| 貸倒引当金           | △26            | △28            | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>847</b>     | <b>820</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>221,206</b> | <b>212,060</b> | その他有価証券評価差額金       | 1,096          | 1,587          |
|                 |                |                | 土地再評価差額金           | △376           | △376           |
|                 |                |                | 為替換算調整勘定           | 821            | 139            |
|                 |                |                | 退職給付に係る調整累計額       | △694           | △530           |
|                 |                |                | <b>非支配株主持分</b>     | <b>1,795</b>   | <b>893</b>     |
|                 |                |                | <b>純資産合計</b>       | <b>94,261</b>  | <b>88,838</b>  |
|                 |                |                | <b>負債純資産合計</b>     | <b>221,206</b> | <b>212,060</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 第98期          | 第97期 (ご参考)    |
|------------------------|---------------|---------------|
| 売上高                    | 216,823       | 209,226       |
| 売上原価                   | 181,709       | 175,664       |
| <b>売上総利益</b>           | <b>35,114</b> | <b>33,561</b> |
| 販売費及び一般管理費             | 24,544        | 23,082        |
| <b>営業利益</b>            | <b>10,569</b> | <b>10,479</b> |
| 営業外収益                  | 1,807         | 1,238         |
| 受取利息及び配当金              | 235           | 369           |
| 持分法による投資利益             | 335           | 299           |
| 雑収益                    | 1,236         | 570           |
| 営業外費用                  | 555           | 535           |
| 支払利息                   | 205           | 207           |
| 雑損失                    | 350           | 327           |
| <b>経常利益</b>            | <b>11,821</b> | <b>11,182</b> |
| 特別利益                   | 486           | 288           |
| 固定資産売却益                | —             | 14            |
| 投資有価証券売却益              | —             | 184           |
| 負ののれん発生益               | 486           | 90            |
| 特別損失                   | 619           | 2,461         |
| 固定資産処分損                | 209           | 646           |
| 減損損失                   | —             | 1,102         |
| 新型コロナウイルス感染症による損失      | —             | 679           |
| 投資有価証券評価損              | 165           | —             |
| 関係会社株式評価損              | —             | 33            |
| 関係会社出資金評価損             | 243           | —             |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     | <b>11,689</b> | <b>9,009</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 3,659         | 3,509         |
| 法人税等調整額                | 815           | △90           |
| <b>当期純利益</b>           | <b>7,214</b>  | <b>5,590</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        | 307           | 103           |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> | <b>6,907</b>  | <b>5,487</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 第98期           | 第97期(ご参考)      | 科 目             | 第98期           | 第97期(ご参考)      |
|-----------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                |                | <b>(負債の部)</b>   |                |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>96,862</b>  | <b>98,570</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>53,269</b>  | <b>49,478</b>  |
| 現金及び預金          | 17,071         | 14,750         | 買掛金             | 13,150         | 13,486         |
| 受取手形            | 1,394          | 4,424          | 1年内償還予定の社債      | 800            | 800            |
| 電子記録債権          | 5,739          | 10,412         | 1年内返済予定の長期借入金   | 2,200          | 2,200          |
| 売掛金             | 28,213         | 34,320         | 未払金             | 1,828          | 1,770          |
| 契約資産            | 7,373          | -              | 未払費用            | 8,881          | 7,492          |
| 商品及び製品          | 588            | 882            | 未払法人税等          | 616            | 881            |
| 仕掛品             | 15,246         | 14,856         | 契約負債            | 909            | -              |
| 原材料及び貯蔵品        | 15,005         | 14,777         | 前受金             | -              | 669            |
| 前払費用            | 380            | 400            | 預り金             | 21,779         | 18,865         |
| その他の流動資産        | 6,028          | 3,862          | 役員賞与引当金         | 79             | 80             |
| 貸倒引当金           | △181           | △117           | 工事損失引当金         | 2,918          | 3,131          |
|                 |                |                | その他の流動負債        | 105            | 100            |
| <b>固定資産</b>     | <b>61,806</b>  | <b>59,350</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>55,612</b>  | <b>58,393</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>22,542</b>  | <b>23,567</b>  | 社債              | 1,600          | 2,400          |
| 建物              | 12,143         | 11,847         | 長期借入金           | 44,400         | 46,600         |
| 構築物             | 1,183          | 1,226          | リース債務           | 303            | 394            |
| 機械装置            | 4,206          | 5,286          | 退職給付引当金         | 8,464          | 8,155          |
| 車両運搬具           | 44             | 65             | その他の固定負債        | 844            | 843            |
| 工具器具備品          | 880            | 909            | <b>負債合計</b>     | <b>108,881</b> | <b>107,871</b> |
| 土地              | 3,535          | 3,450          | <b>(純資産の部)</b>  |                |                |
| リース資産           | 275            | 359            | <b>株主資本</b>     | <b>48,718</b>  | <b>48,626</b>  |
| 建設仮勘定           | 271            | 422            | 資本金             | 15,981         | 15,981         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,420</b>   | <b>1,528</b>   | 資本剰余金           | 15,737         | 15,780         |
| ソフトウェア          | 1,102          | 1,225          | 資本準備金           | 15,737         | 15,737         |
| その他の無形固定資産      | 317            | 302            | その他資本剰余金        | 0              | 43             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>37,843</b>  | <b>34,254</b>  | 利益剰余金           | 22,953         | 22,946         |
| 投資有価証券          | 8,911          | 9,624          | 利益準備金           | 2,128          | 2,128          |
| 関係会社株式          | 18,544         | 13,661         | その他利益剰余金        | 20,824         | 20,817         |
| 出資              | 866            | 866            | 繰越利益剰余金         | 20,824         | 20,817         |
| 関係会社出資金         | 831            | 903            | 自己株式            | △5,954         | △6,082         |
| 関係会社長期貸付金       | 217            | 235            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>1,068</b>   | <b>1,422</b>   |
| 繰延税金資産          | 3,962          | 4,525          | その他有価証券評価差額金    | 1,068          | 1,422          |
| その他の投資等         | 4,509          | 4,439          | <b>純資産合計</b>    | <b>49,787</b>  | <b>50,049</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>158,668</b> | <b>157,920</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>158,668</b> | <b>157,920</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目               | 第98期          | 第97期 (ご参考)    |
|-------------------|---------------|---------------|
| 売上高               | 130,082       | 133,825       |
| 売上原価              | 115,353       | 118,064       |
| <b>売上総利益</b>      | <b>14,729</b> | <b>15,761</b> |
| 販売費及び一般管理費        | 12,825        | 12,961        |
| <b>営業利益</b>       | <b>1,904</b>  | <b>2,799</b>  |
| 営業外収益             | 3,222         | 2,038         |
| 受取利息及び配当金         | 2,392         | 1,628         |
| 雑収益               | 829           | 409           |
| 営業外費用             | 532           | 568           |
| 支払利息              | 168           | 165           |
| 雑損失               | 363           | 402           |
| <b>経常利益</b>       | <b>4,594</b>  | <b>4,269</b>  |
| 特別利益              | —             | 192           |
| 固定資産売却益           | —             | 8             |
| 投資有価証券売却益         | —             | 184           |
| 特別損失              | 480           | 2,288         |
| 固定資産処分損           | 70            | 542           |
| 新型コロナウイルス感染症による損失 | —             | 501           |
| 投資有価証券評価損         | 165           | —             |
| 関係会社株式評価損         | —             | 1,244         |
| 関係会社出資金評価損        | 243           | —             |
| <b>税引前当期純利益</b>   | <b>4,114</b>  | <b>2,173</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税      | 886           | 949           |
| 法人税等調整額           | 720           | △97           |
| <b>当期純利益</b>      | <b>2,507</b>  | <b>1,320</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

新明和工業株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 有久 衛 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新明和工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新明和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

新明和工業株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有久 衛 ㊟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新明和工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

新明和工業株式会社 監査役会

常勤監査役 西 田 幸 司 ⑩

常勤監査役 島 坂 忠 宏 ⑩

社外監査役 金 田 友三郎 ⑩

社外監査役 杵 山 栄 理 ⑩

社外監査役 木 村 文 彦 ⑩

以 上

# 株主総会会場ご案内

会 場 兵庫県宝塚市新明和町1番1号  
当社本社5階大会議室  
T E L (0798)56-5000(代表)

